

預金保護のしくみ

預金保険制度とは？

預金保険制度は、預金者を守るための制度です

預金保険制度とは、加盟金融機関から徴収する保険料を原資に、加盟金融機関の経営が破綻して預金の払戻しが出来なくなった場合などに預金者を保護する制度で、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

高知銀行はもちろん本制度に加盟しています。

預金等の保護の範囲

- 金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります^(注)。
- 保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の預金等ならびにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

(注) 平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
対象預金 保険等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^(注1) は全額保護(恒久措置)
	定期預金 定期積金等	合算して元本1,000万円 ^(注2) までとその利息等 ^(注3) を保護 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	
預金等 対象外	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

(注1) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、事業の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります(例えば、2行合併の場合は2,000万円)。
(注3) 定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

健全で安心できる金融機関

高知銀行は、経営体質の一層の強化に努めています

高知銀行では、お客さまに安心して当行をご利用いただくために、経営体質の強化を推進するとともに、それらの内容を積極的に情報開示しています。

預金保険制度等につきましては、高知銀行全店に設置しています「ペイオフ相談窓口」で説明させていただきますので、気軽にお問い合わせください。